

住宅に関する事業のご案内

住宅修繕等資金の融資あつせん

住宅の修繕や木造住宅の耐震補強などをしようとする方で、その資金を調達することが困難な場合に、低利の融資が受けられるよう指定金融機関にあつせんします。

対象となる住宅

- ・区内に所在するもの
- ・建築基準法上適法のもの
- ・居住部分の床面積が240㎡以下であるもの
- ・修繕などの範囲

・住宅の安全性、耐久性、居住性を高める工事(増築または改築工事)で建築確認申請を必要とする工事は、対象となりません)

申込資格

- ・修繕工事をする住宅に居住または、修繕後に居住しようとしていること
- ・住民税を滞納していないこと

・融資を受けた資金の返還およびその利子の支払いについて十分な能力を有すること

・この制度による資金融資を受け、償還中の者でないこと

・返済完了時の年齢が80歳未満であること

融資額

工事費用の範囲内で、20万円から1万円を単位として700万円まで

◎融資あつせんの決定を受けたい方は、指定金融機関と融資

資契約を締結し、工事完了後に融資を受けることとなります。なお、融資を受ける方は信用保証会社などに申請をし、保証料を負担していただきます。指定金融機関の審査結果によっては、融資契約が締結できない場合があります。

◎必ず工事中する1カ月前までにお申込みください。

※問合せ先
住宅課計画指導係
☎(3546)5466

高齢者等の居住支援

あんしん居住制度利用助成

区民の方が区内の賃貸住宅に転居する際に、(公財)東京都防災・建築まちづくりセンターが実施している「あんしん居住制度」を利用する場合、利用費用の一部を助成します。

- ・対象
- ・60歳以上の高齢者
- ・障害のある方(障害の程度による条件あり)

助成額

・預かり金タイプは利用費用の2分の1

・月払いタイプは事務手数料

◎詳しくはお問合せください。

家賃債務保証制度利用助成

区民の方が区内の賃貸住宅に転居する際に、(一財)高齢者住宅財団が実施している「家賃債務保証制度」を利用する場合、その保証料の一部を助成します。

対象

- ・満60歳以上の方、または、要介護・要支援認定を受けている60歳未満の方(同居者は配偶者、満60歳以上の親族、要介護・要支援認定を受けている60歳未満の親族などに限る)
- ・障害者世帯(障害の程度による条件あり)
- ・子育て世帯(扶養義務のある18歳以下の者が同居)

助成額

- ・保証料の2分の1
- ・住宅住み替え相談

住み替えの困難な高齢者に宅地建物取引業協会の協力を得て民間賃貸住宅への住み替え支援を行います。また、一般世帯を対象に公共住宅の案内などの住宅相談を行っています(住宅の紹介は高齢者世帯のみ)。

相談日時
・毎月第2、第4火曜日
午後1時～4時(要予約)

相談員
・(公社)東京都宅地建物取引業協会千代田中央支部の相

談員、区職員
※問合せ先
あんしん居住制度利用助成および家賃債務保証制度利用助成について
住宅課計画指導係
☎(3546)5466

区の地球温暖化対策の取り組み

環境マネジメントシステム(EMS=Environmental Management System)の運用

区はエネルギーを消費する大規模事業者として、温室効果ガスの排出抑制に取り組むため、全組織・施設を対象に区独自のEMSを導入し、省エネルギー・省資源活動を推進しています。

平成24年度の取り組み結果は別表1のとおりです。詳細は区のホームページをご覧ください。

環境監査の結果報告

EMSが適切かつ継続して運用されているか、その状況を確保するために、平成24年8月6日(月)から9月20日(木)まで、49カ所の所属・施設を対象に課長級職員による内部環境監査を実施しました。監査結果は、優良事項29件、要改善事項14件であり、不適

合はありませんでした。

特に優れた取り組みとして、区立学校・幼稚園などの教育機関や保育園、児童館などの福祉施設では、環境への関心を生徒や児童だけでなく、その保護者や地域にも広く普及し啓発する取り組みを実践しています。

また、環境配慮活動では、園内に保護者が自由に利用できる「リサイクルコーナー」を設置したり、資源を大切にすることを幼児にもわかりやすく伝えるキャラクターを作ったり、各々の事業でさまざまな工夫が見られます。

改善事項は、「研修実施記録書」の未作成や「EMS活動状況報告書」の未記入などの書類不備がありました。指摘後は速やかに改善が図られました。

今後の対応として、優良事項などは他の組織・施設に水

平的展開を図るとともに、各職員の環境に対する意識の向上を図るため、中央区EMSに関する情報を積極的に発信し、成果を伴う環境配慮活動につなげていきます。

温室効果ガス排出抑制への取り組み
平成23年3月に改定した「中央区役所温室効果ガス排出抑制実行計画」により、区のすべての組織および施設における事務事業を対象として、平成23年度から平成27年度までの5年間で、平成21年度基準年度)比、3%の温室効果ガスの削減を目指しています。

区の事業活動に伴う平成24年度の温室効果ガスの排出量は、2万1417t-CO₂でした。基準年度と比較し、3.3%の削減が図られ、目標を達成することができました。その主な要因は、中央区EMSの取り組みが区の全組

別表1 環境負荷低減に向けた取り組み結果

	電気	ガス	水道	用紙類	ごみ(廃棄量)	燃料	CNG	車両走行距離	地域冷暖房
平成24年度 使用量等実績	39,579,501kWh	2,991,050m ³	623,989m ³	157,850kg	523,297kg	334,438%	20,964 m ³	831,432 km	12,156,368MJ
平成21年度 使用量等実績	42,408,684kWh	2,960,361m ³	607,862m ³	198,384kg	529,272kg	403,569%	32,148 m ³	773,096 km	9,544,380MJ
平成24年度 目標	4.6%削減	3.1%削減	3.0%削減	3.0%削減	3.0%削減	3.1%削減	3.3%削減	3.0%削減	2.0%削減
平成24年度 達成状況	6.7%削減	1.0%増加	2.7%増加	20.4%削減	1.1%削減	17.1%削減	34.8%削減	7.5%増加	27.4%増加

◎目標および達成状況は、平成21年度使用量等実績との比較です。

別表2 実行計画に基づく温室効果ガス排出量削減の取り組み結果 (5カ年間の削減目標 平成21年度比 3%削減)

(単位:t-CO₂換算)

	平成21年度 (基準年度)	平成22年度	平成23年度	平成24年度
総排出量	22,138	24,242	21,466	21,417
比較増減量 (対基準年度)	-	2,104	△672	△721
増減率	-	9.5%増加	3.0%削減	3.3%削減

量の削減目標の達成に向けて、環境配慮活動の取り組みを推進していきます。

※問合せ先
環境推進課温暖化対策推進係
☎(3546)5406